

13. 強引な勧誘にあったときの対処を考えよう

1 華のキャンパスライフ!でも・・・

キャンパスライフに潜む「罠」

大学生活が始まり、親元を離れて初めての一人暮らしや、寮生活などをおくる学生もいることでしょう。高校時代と違って、大学生は自由な時間が多くあり、また、いつも同じ仲間と授業を受ける訳ではなく、自分で選んだ講義ごとに色々な友人が出来ます。

高校時代と大きく違う事に、「大人」としての扱いがあります。「大人」として自分で「自律」できる反面、社会の色々な「落とし穴」や「罠」に立ち向かう知識や判断力、そして行動力が必要になります。

ここでは、社会に出る前段階として大学生が陥りやすい、「罠」について紹介し、各自考えてみましょう。

2 勧誘の種類や方法を知ろう

年々巧妙になる勧誘の種類や方法

ここでは、基本的なものを紹介します。実際は、様々なバリエーションが生まれているため、安易に考えないようにしましょう。

〔1〕 ケース1. 英会話などのしつこい教材販売



※青下線のハイパーリンクをクリックするとそれぞれのケースが表示されます。表示されたシナリオを読み、各問題について考えてみよう。

※もちろん、ちゃんとした英会話教材もあります。売り方に問題があるケースがこの場合の例になります。

※これはいわゆるキャッチセールスと言われるものです。

〔2〕 ケース2. 懸賞詐欺



※懸賞詐欺には、海外宝くじの当選詐欺など様々な手口があります。

〔3〕 ケース3. 宗教を語るカルト集団からの勧誘



※特定の教祖や教義を熱狂的に信じる小集団。その代表者や主義主張に服従させるべく、メンバーなどの思考能力を停止減退させつつ、悪徳・違法行為を繰り返して行う事をカルトと言います。

●日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会編『学生相談ハンドブック』、85-87、2010)

〔4〕 ケース4. マルチ商法（連鎖販売取引）



※マルチ商法は別名、ネットワークビジネスと呼ばれることもあります。

〔5〕 その他の強引な勧誘

3 気軽に相談できる「場」を活用しよう

学生生活支援センターや学生相談室を知っていますか？

身近に起こった相談事は

学生生活支援課 717-3314

学生相談室 207-1895 (受付ウェルネス支援室)

を活用しよう。

消費生活センターを知っていますか？

消費生活の中で分からないこと、困ったこと、商品、サービス、契約などに関する消費者からの相談や苦情を受け付けています。

宮城県消費生活センター

環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班

相談専用電話： 022-261-5161

受付時間

平日 午前9時から午後5時まで

土・日 午前9時から午後4時まで (祝日・年末年始はお休み)

<http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/index.htm>

独立行政法人国民生活センター

消費者ホットライン： 0570-064-370

http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html

4 強引な勧誘を受けた際にどうするべきか！？



あなたならどうする！？